

第82回 価格調査評価監視委員会
開催結果報告

このほど第82回価格調査評価監視委員会が開催されましたので、議事概要について報告いたします。
本委員会は、当会における調査基準，調査実施状況，調査結果等の妥当性，透明性について外部有識者が評価，監視するものです。

[議事概要]

開催日時	2026年7月22日（14時57分～16時48分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員 （五十音順）	川原 淳（一財）公園財団 企画部長 齊藤 浩司 齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士 榊原 渉（株）野村総合研究所 コンサルティング事業部 パートナー 塩田 克彦（公社）日本建築積算協会 顧問 寺沢 剛（委員長）元会計検査院 第5局長 渡部 正 日本大学大学院 生産工学研究科 非常勤講師 博士(工学)
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 （1）自主調査：ゴム支承－パッド型－（全国Ⅱ） （2）受託調査：防護柵用基礎ブロック G ベース T 型（愛媛県大洲市）

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第81回）委員会議事録（案）の承認 	○事前に配付した議事録（案）について確認，承認された。
2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」7月号より，「ゴム支承－パッド型－」（全国Ⅱ）について審議。	○(説明)「ゴム支承－パッド型－」の概要を説明した後，調査結果総括表，調査情報票等に従って調査プロセス，調査結果等を説明。
○メーカー直販と販売店経由の場合において，価格が同じなのはなぜか。	○メーカー直販の場合，メーカーが発注や納期管理，物流手配まで対応する必要があり，その分の負担が増える。そのため販売店経由の価格との差はみられない。
○代表規格68mmの価格を「積算資料」で太字としていないのはなぜか。	○現在は68mmの出荷量が最も多いが，工事の設計により使用する厚さが異なるため，代表規格を示す太字表示としていない。
○最頻値を採用するには，取引がある程度活発な必要があると考える。	○月間数量の聞き取りを行い，最頻値を採用できる取引量を確認している。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
○実際の製品は「基」単位であるが、価格をm ² 単価で表示しているのはなぜか。	○当該製品は設計に応じて寸法が変わるうえ、メーカー側がm ² 当たりで定価を設定しているため、m ² 単価で表示している。
○シェアの低いメーカーの販売価格が、地域価格に影響することはあるか。	○地域によっては販売競合により価格への影響がみられるが、市場全体では影響は小さいと考えている。
○代表規格は、定価と実勢価格の差がみられるが、代表規格以外も同じ差となっているのか。	○調査対象業者に聞き取りを行い、代表規格と同じ実勢取引水準で販売されていることを確認し、これを採用している。
(2) 受託調査「防護柵用基礎ブロック GベースT型」(愛媛県大洲市)について審議。	○(説明)「防護柵用基礎ブロック GベースT型」の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。
○調査母集団は、実際に納入可能なメーカー・販売店等となるのではないか。	○調査開始時点では、供給の可能性があるメーカー・販売店等を調査母集団としている。
○カタログに載っている製品であるのに、なぜ「積算資料」に掲載していないのか。	○「積算資料」への掲載は、公共工事等への使用頻度が高く、実取引価格が確認できる品目を前提としている。
○天板付で製品重量も増えるのに、通常製品と同じ価格となっているのはなぜか。	○同地域において天板付製品を普及させたいとの販売側の価格設定であると聞いている。
○他地域でも今回と同価格で取引されているのか。	○供給可能な地域であれば概ね同じ価格水準であるが、運搬費の違いから地域によって差が生じる可能性がある。
○中国地区のメーカーを調査対象としないのはなぜか。四国以外では販売実績があるのか。	○中国地区のメーカーでは、工場のある地域では販売実績があるが、愛媛県内への納入実績がないため、調査対象業者として選定していない。
○決定した価格はどのように妥当と判断したのか。	○調査対象業者の回答をもとに最頻値を採用し、購入側である需要者への聞き取りでも同価格を確認した。併せて原材料費等動向をふまえた検証や類似製品との比較を行い、妥当であると判断している。
.....	
次回委員会の確認	2026年10月下旬を予定

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費（以下「資材価格等」という。）の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会を選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、代表理事に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。
この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。
この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。
この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。